



平成28年4月から

市税・料金などを コンビニで納付できます

問合せ 納税課 ☎ 33-4109

**平成28年4月以降発行分の
納付書から適用されます**

コンビニエンスストア（以下、コンビニ）で納付できるようになるのは、左表の税・料金などです。**全国のコンビニで納付できます**。なお、市役所窓口や金融機関、郵便局でも、これまでどおり納付できます。

コンビニで納付できる税・料金

【税金】

市県民税（普通徴収）
固定資産税
国民健康保険税
軽自動車税

【料金など】

後期高齢者医療保険料
介護保険料
市営住宅家賃等
下水道使用料
農業集落排水使用料
浄化槽使用料
簡易水道使用料
市営墓園管理料
奨学資金返還金



利用できる コンビニエンスストア

(50音順)

- ・エブリワン
- ・MMK 設置店
- ・くらしハウス
- ・ココストア
- ・コミュニティ・ストア
- ・サークルK
- ・サンクス
- ・スーパー（北海道）
- ・スリーエイト
- ・スリーエフ
- ・生活彩家
- ・セイコーマート
- ・セーブオン
- ・セブン-イレブン
- ・タイエー
- ・デイリーヤマザキ
- ・ニューヤマザキ
デイリーストア
- ・ハセガワストア
- ・ファミリーマート
- ・ポプラ
- ・ミニストップ
- ・ヤマザキスペシャル
パートナーショップ
- ・ヤマザキデイリーストア
- ・ローソン
- ・ローソンストア 100

※全国どこでも利用できます。
※取扱店舗、名称は変更となる場合があります。

H28. 1. 31現在

ただし、次に該当する納付書は、コンビニでは取り扱えません。

- バーコードが印字されていないもの
- バーコードが読み取れないもの
- 金額訂正や破損・汚損したもの
- 1枚の金額が30万円を超えるもの
- 納期限（コンビニでの使用期限）を過ぎたもの

納付書の様式が変わります

コンビニ収納の開始に伴い、平成28年4月発行分の納付書から、様式を変更します。一部の税金などでは、納付書がホチキス留めた冊子になっていましたが、全て1枚ごとの「単票」になります。

納付の際は、納期限を十分に確認し、期別を間違えないよう、納付してください。